

フランス第三共和制における議会の予算権限とその
改革(六)：確立期「議会中心主義」の構造・試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008673

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(六)

—確立期「議会中心主義」の構造・試論—

小 沢 隆 一

序

一、予算議決過程にみられる「議会中心主義」

二、「議会中心主義」批判の登場

三、「議会議改革」論の意義—統治構造の改革—におけるその位置をめぐって

四、「議会議改革」の実際—一九〇〇年三月十六日代議院議院規則改訂とその後

五、学説の動向

(一) 議会議の変様と学説

(a) エスマンの「半代表制」論

(b) カレ・ド・マルベールの「半代表制」論

(c) デュギーの議会議論

(以上、三九卷二、四号・四〇卷一、二号)

(以上、本号)

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(一六)

一五

(d) 小括

(二) 「議会改革」と学説

五、学説の動向（承前）

(一) 議会制の変様と学説（承前）

(c) デュギーの議会制論

エスマンやカレ・ド・マルベールは、一方で、市民革命以来の近代議会制の理論表象として「古典的代表制」「純粹代表制」を抽出しつつ、他方で、その現代的変様をとらえる枠組として「半代表制」概念を措定した。これに対して、デュギーの議論には、現代的に変様した議会制を多分に意識し、これを前提とする姿勢がみられる。その意味では、彼の議会制論それ自体が、まさに「現代的」である。

デュギーが、「法人としての国家（国民）」やその「主権」などを形而上学的觀念として排斥し、「社会連帯」や「客観法」などの概念を用いて、社会的事実⁽¹⁾に依拠する法理論の構築をめざしたことは、周知のことからである。彼は、従来からの「権利」「意思」「法人格」などのア・プリオリな法学的概念による理論構成をひとまず離れて、国家を社会的事実として把握し、そのうえで国家の法理論を構成しようとした。これをもって、政治学・憲法学における「社会の発見」とし、そこにデュギーの現代憲法理論への寄与を語ることは、それ自体としては、適切である。⁽¹⁾しかし、彼の理論の現代性をこのレベルで語るに留めるわけにはいかない。彼は、現代の国家・憲法現象を一体いかなる視角から把握しようとしたのであろうか。また、そこで彼が用いた方法の意義はどこにあるのか。これらもが明らかにされて初めて、彼の理論の「現代性」もトータルに評価されるであろう。そして、彼が当時のフランス議会制をどのように認識し、いかな

る改革の提起をしたのかという点もまた、この評価の際に考慮されるべき重要な要素である。

まず、デュギーの議会・代表制論を検討しよう。彼は、一九〇三年に公刊された『公法研究第二巻 国家、統治者および官吏』のなかで、伝統的な議会・代表制論を批判し、独自の議会・代表制の観念を展開している（なお、本書は一九〇一年公刊の『公法研究第一巻 国家、客観法および実定法律』との連作であり、これらによってデュギーはその独自の方法に基づく公法学の体系を確立させたとされている⁽²⁾）。

同書でデュギーは、「代表的委任」論、「機関」理論という従来からの代表観念を次々と批判していく。

まず、「代表的委任」論については、国民を委任者とし議会を受任者とするその論理構成の擬制的性格が問題となる。彼によれば、「委任」理論が成立するためには、委任者 (mandant) と受任者 (mandataire) という二つの「法人格」が存在することが必要である。「代表的委任」論は、全体としての「国民」(nation) を委任者とし、これまた全体としての「議会」(parlement) を受任者とするが、この「国民」と「議会」に「人格」性を見いだすことは誤りであるとされる⁽³⁾。ここでの「国民」の人格性の否定は、デュギーの「国民主権」否定論に基礎づけられている。「議会」の人格性については、議会ではその構成員の意思と別個の「単一かつ集合的」な意思は存在しないこと、また、(そのような意思が議会にあると仮定しても) 選挙によって委任を付与される議会は同時に選挙によって作られる、すなわち委任行為以前に「受任者としての議会」は存在しないという撞着におちいること、などが指摘される⁽⁵⁾。

「代表的委任」論の擬制的、法技術的性格にたいするデュギーの批判は、「委任」概念を軸として、批判の仕方それ自体も「法技術的」性格を帯びている。しかし、一見すると「代表委任」論の法学的理論構成の成否のみに向けられているかのような彼の批判は、その背後に、「代表委任」論の法学的構成(すなわちそこでの「主権的人格としての国民」、「単一の意味主体として議会」という想定) が閑却している「事実」への視座が潜んでいると考えるべきである⁽⁶⁾。この

点は、彼の「機関」理論批判においては、より明示的である。議會は法人たる国民の機関であるというこの理論は、機関意思を即法人たる国民の意思とする（法人たる国家の意思は、機関によってしか表示されない）ことよつて、議會と選挙民との間に（事実において）存在する「關係」を無視することが、その問題とされている。

デュギーは、結論として、従来の代表觀念は「政治的關係の法的構成に旧い法概念の嚴格な形式を持ち込んだ」ところに誤りがあるとする。⁽⁸⁾ 政治的⁽⁸⁾代表は、「代表的委任」論のように主観的な法的地位を有する二つの法主体間の關係としては説明されえないし、「機関」理論のように選挙民団と議員との事実上の關係を無視するわけにもいかない。そこで、選挙民と代表者との間の事實的關係を軸にして代表觀念は構成されなければならない。この「關係」とは、デュギーによれば、「相互浸透、継続的な相互作用、一言でいって連帯(solidarité)に特有な關係である」⁽⁹⁾。「政治的⁽⁹⁾代表の法理論は、ひとえに客觀法(droit objectif)の理論でなければならない。しかし、この理論は、その本質的基礎を、民選の議會を有するすべての国の議會と選挙民団との間に事實において(en fait)存在する緊密な連帯に見いださなければならない」⁽¹⁰⁾。

ここで、デュギーの「社会」連帯の觀念を考察する必要がある。彼は、デュルケームの「社会連帯」理論に着想を得つつ、すべての「人間社会の基本的な事実」として「連帯」を指摘する。この「連帯」には二つの類型がある。すなわち、「人間が、同一のことを思考し、同一の需要を有し、したがつて、同一のことを欲し、共同生活によつてのみ害悪を最小限に食い止めうる」ということを理解するがゆえに、お互いを連帯的なものと考える」という「類似による連帯」(la solidarité par similitudes)⁽¹¹⁾と、「人間が、各々個別的な願望を有し、多様な需要を有し、そして、その役務を交換することによつてその多様な需要の充足を確保しうるがために、お互いを結びつけて考える」という「分業による連帯」(la solidarité par division du travail)⁽¹²⁾である。この二つの「連帯」は、歴史的には繼起的であるとともに、近代国家においては、相補的である。まず、古代都市国家(cité)において強固に成立する「類似による連帯」は、その後分

業の進展とともに生成する近代社会（国民国家 nation）においては、「分業による連帯」にその優越的地位を譲る。しかし、近代社会は、「類似による連帯」を消滅させるのではなく、分業の進展に対応した「類似による連帯」を新たに生み出す。種々の「職業集団」などに見られる「部分集団化の現象」「結集運動」がそれである。かくして、「類似による連帯」と分業による連帯とは、それぞれ近代国民国家において存続する。それらは、相互に浸透しあい、補完しあう¹³。

デュギーは、選挙された議員と選挙民との関係を、この二つの「連帯」によって説明する。まず、両者は、「共通の需要と同一の願望を有する。なぜならば、彼らは、ともに、それぞれに帰属する政治的力の維持を志向するからである」。両者によつて表明されるのは「同一の社会的力」である¹⁴。その意味において、そこには「類似による連帯」が確認される。次に、「分業による連帯」については、一方で、選挙民が「最大の力を生成・維持する要素を提供」し、他方で、議会は、この力に依拠しつつ、国民に対する優越的権力を行使するという点に、これを見いだす。「一方は、国家作用の遂行を提供し、他方は、最大の力を提供する。これにより、両者の間には、緊密な分業による連帯が存在する¹⁵」。分業という関係にある両者は、相互に依存しあい、互いの支持なしには、社会的に存立し得ない。「選挙人は、物質的な力をもたず。それは、国家目的を実現するために定立された規範の尊重の強制を可能にする。議員は、国家作用を遂行するが、それは、選挙民によつては不十分にしか、あるいはまったく遂行されないものである¹⁶」。

近代社会（国民国家）における二つの「連帯」の緊密性に対応するように、代表制を支える二つの「連帯」も不可分の関係において把握されているように思われる。選挙民と代表の「類似による連帯」とは、要するに、選挙という行為そのものによつて、選挙民の意向が代表のそれへと反映していく事実過程をとらえるものといえよう。デュギーは、「選挙によらない議会は、決して代表体たりえない¹⁷」とする。いわゆる「半代表制」段階の議會制を念頭におきつつ、選挙民と代表の「類似」を議會・代表制の本質的要素としているのである。ただしこの「類似」性は、選挙民が代表にその

意思を強制することで生まれるものではない。そもそも、「連帯」は「相互浸透」を意味するのであり、一方的な（強制的）関係になじまない。また、「連帯」の一類型としての「類似」は、あくまでも一方の「分業」と一体のものである。「分業」の局面では、代表は、選挙民の支持により正統性を付与されながらも、国家作用を遂行する力そのものは、選挙民から託されるものではない。デュギーは、命令的委任を「破壊と無秩序」をもたらしめるとする。⁽¹⁸⁾彼の「代表的委任」論への批判がその形式的な論理矛盾に向けられた「観念的否定」であるとすれば、「命令的委任」論へのそれは、「現実的否定」である。「分業による連帯」の観念が、この否定にとりわけ寄与していると考えられる。⁽¹⁹⁾

こうした理論に基づいて、デュギーは、具体的な制度を次のように構想する。どのような選挙制度を採用するかについては、多様な選択がありうるが、「代表、すなわち代表される第一次統治者の集団と代表者の集団との間に存在する連帯、類似性と役割の交換を確保するのに最も優れた方法」⁽²⁰⁾が求められる。この原則のもとで、具体的には、比例代表制による普通・直接選挙の第一院と多様な社会集団によって選出される第二院からなる議会が構想されうる。ただし、いずれの場合も、「命令的委任」は「絶対的に禁止」されていることは、留意するべきである。⁽²¹⁾いずれの院でも、社会のなかに現実存在している諸要素を代表させることに主眼がおかれている。比例代表制は、国民のなかに存在する党派（政党）に着目するものである。社会諸集団による代表の選出の方は、のちにデュギーの「職能代表制」(la représentation professionnelle)の構想へと練り上げられていく。⁽²²⁾この構想が彼の「連帯」理論の基礎的事実である「職業集団」の「結集運動」に根拠をもつことは、いうまでもない。⁽²³⁾

このような代表制の構想を、第三共和制の当時（一九〇三年）の現実、すなわち、当時の議会とその選挙制度、また当時の現実政治の場におけるその改革論議に照らしてみると、それは、かなりドラステイックな改革を迫るものであったといえる。下院の比例代表制構想については、政界では未だ本格的な議論が展開していたとは言えず、⁽²⁴⁾「職能代表制」

にいたってはほとんど論議されていない状況であつた。⁽²⁵⁾すでに本論文でも解明してきたように、一九〇〇年頃の段階では「議會中心主義」の体制は、なお強固であつた。そのような時期にデュギーは先のような改革案を提示したのであるから、彼は当時の議會制についてよほど強い不満を持つていたと思われる。現状に対する不満なくして、かかる大胆な改革案は出てきようはずがない。それでは、それはいかなるものか。この点に関しては、実は一九〇〇年の「政治議會雜誌」に掲載された「一八七五年以降のフランスにおける議會制の運用」という論文が興味深い論述を展開している。⁽²⁶⁾以下、若干長くなるが、重要と思われるので、この論文の内容を要約して示す。

一八七五年憲法は、制憲者にとつては暫定的な法であつたが、制定後二五年を経過し、一九世紀のフランスの諸政府の平均存続期間をすでに凌駕している。その間、憲法の文言は一度も破られていない。しかし、憲法が「本当に適用され」(véritablement appliquée)ているかという点、それは疑わしい。というのも、制憲者の意思は、共和政体の「議院内閣制」(gouvernement parlementaire)を創設することであつたが、この間のフランスの政治組織は、これを「法的には」(en droit)議院内閣制と呼べても、「事実において」(en fait)それを実践しているとは言えないからである。⁽²⁷⁾

長い歴史的発展の結果として生まれてきた「議院内閣制」は、恒常的に協働 (collaboration) して活動し相互に抑制し合う二つの機関、すなわち、民選の合議機関である議會と国家元首によつて体现される一元的な機関である政府によつて特徴づけられる。なお、政府は、その「不変の要素」として議會から独立し無答責の「元首」と、「可変の要素」として議會に対して政府の行為について責任を負う「内閣」によつて構成される。一八七五年憲法の制定者は、このような議院内閣制の本質的要素を明確に認識しており、これほど議院内閣制の諸原則を明示している憲法は他にはない。⁽²⁸⁾

しかし、現実には、国家元首 (共和国大統領) は、議會・党派から独立し無答責であるわけではない。一八七五年以来の六人の大統領のうち、三人が議會と対立し職を辞さざるをえなかつた。大統領は議會に從属している。その一方で、

議會、とりわけ下院は、行政のすべての領域にまで干渉するようになってきている。「下院は、日常的な行政のあらゆる細部においてその活動を目立たせようとしている。地方警察の軽微な事件、最下級の官吏の任命で、正式質問の対象とならないものはない」。このことによつて、本来、持続的で一貫した政治理念を持つべき議會は、「政策なき、同質的な多数派なき、統一的理念なき」議會となつて⁽²⁹⁾いる。

それでは、このような「議院内閣制からの逸脱」は、何に起因するのか。多くの識者は、その最大の原因を「普通選挙制」に求める。それによれば、議院内閣制と民主制・普通選挙制とは両立しない。普通選挙制に依拠する議會は全能となり、他の国家権力に干渉し、これを掌中に収めてしまふとされる⁽³⁰⁾。このような考察には多くの真理があるが、それがすべてではない。「私は、フランスで実施されているような普通選挙制と議院内閣制とは両立しないことに同意するが、整備されよく練り上げられた普通選挙制 (un suffrage universel organisé et éduqué) とそれが両立しないということは、経験によつて証明されているわけではない⁽³¹⁾」。ただし、そのような普通選挙制は、フランスにおいては未だかつて出現していない。フランスの普通選挙制は真の政治訓練を実現し得ていない。それは何故か。まず、ブーランジスム・ナシヨナリズム・反ユダヤ主義などが原因としてあげられる。それ以外の制度的要因としては、「アロンディスマン選挙制」が重要である。「結局ここでは、選挙は、全般的な政策の問題によつてではなく、なによりも地方的・個人的問題によつて行われる。代議士は、選挙民の下僕となり、何にもましてその再選を求め、選挙前には、選挙区の方を向く⁽³²⁾。ようするに、「議院内閣制が民主制・普通選挙制と両立できないというわけではない。……唯一確かなことは、議院内閣制は、今日わが国で実施されているような普通選挙制とは共存できないということである」⁽³³⁾（傍点は引用者）。

以上が、デュギーの一九〇〇年論文におけるフランス議會制認識の要旨である。彼が、ここで、すでに検討したエスマンヤカレ・ド・マルベールの手による分析よりもはるかにリアリスティックな認識を示していることは、一見してわ

かる。当時の「議會中心主義」状況は、デュギーにとつても、第三共和制が本来目指した議會制からの逸脱である。ただし、彼は、エスマンとは異なり、この逸脱を民主制への傾斜（普通選挙制の導入）一般のなかには解消しない。そのことをむしろ明示的に否定した上で、普通選挙制の「特殊フランス的形態」としての「アロンデイスマン選挙制」とそれに起因する地方的な利益誘導政治の全般化のなかに、議會権力の強大化という逸脱の原因を求めていく。こうした分析は、エスマンやカレ・ド・マルベールにはなしえなかつたものである。デュギーは、議會制を、一方でその法的構成の面から考察しているが（モデルとしての「二元的議院内閣制」）、他方で、議會制がそのモデルを越えて機能していく面をも射程に入れて、さらにそのように「機能」する原因の分析を選挙制度の具体的編成様式と関わらせておこなっている。これは、当時のフランス公法学にあつては、稀にみる客観的分析手法であつたといつてよい。彼の理論における「社会的事実の重視」（「リアリズム」）は、このあたりにいかに発揮されている。

また、彼の「議會中心主義」批判は、議會と政府の権力関係（その均衡）が破壊されたということそれ自体よりも、「議會中心主義」状況が本来議會で形成されるべき「同質的多党派、統一的理念」を阻害している、という点にポイントがある。要するに、議會制の法構造（二元的・均衡的議會制）の維持そのことに「価値」を見いだす方法はとられておらず、批判の視座は、もっぱら、議會制が本来の姿で機能することで確保されるはずの政治的事実が「議會中心主義」のもとでは失われているという点にある。デュギーは、先の論文で、特に「同質的政党」（*partis homogènes*）の組織の必要を強調する。そして、フランスの代表制の問題は、「集団や永続的利益の代表ではなくて、拡散した個人の代表」となっていることであるとする。⁽³⁴⁾ ここには、すでに、後の比例代表制、職能代表制の提唱の伏線がみられる。それと同時に、当時の選挙システムが、地方的・個人的利害を無秩序に噴出させることで、社会内の政策的合意・ヘゲモニーの形成を妨げているという認識もまた示されており、このことが重要である。⁽³⁵⁾ 彼は言う。「このような状況の下では、国

民の内部における政党の結成は、実質的に不可能である⁽³⁶⁾。このあたりにも、規範論理的構造の視点から統治機関の理論を構成する伝統的公法学にはない視点、すなわち、諸機関の実働過程におけるその機能への着目という視点への「転換」が確認できる。

このように一九〇〇年のデュギー論文では、すでにそのリアリズムの「方法」の成立を予示するかのよう分析がなされている。もつとも、私が彼のこの論文にとりわけ注目するのは、彼の公法学の形成にとつてのその意義よりも、むしろ、そこでの現状分析が、実は、当時の「議会改革」論ときわめて近似した視角からなされているという点である。「アロンデイスマン選挙制」批判の視点、それに替わる「比例代表制」の提起は、当時の「議会改革」派のものであつたし（この「提起」の点ではデュギーの方が「議会改革」論に対して先行する形になっている）、こうした改革の眼目としての「議会における同質的多数派の形成」、これも「議会改革」派の「悲願」であつた⁽³⁷⁾。要するに、デュギーは、「議会中心主義」状況をどのような意味での議会制の危機と受けとめるかという問題意識の点でも、また、この危機打開をどのような方向ではかるかという改革構想の点でも、「議会改革」派に通ずるものをもつていた。そして、彼のこのような切羽つまつた危機意識こそが、一方で、伝統的公法学に欠落するリアルな現代議会制分析を彼に保障しつつ、他方で、比例代表制に加えて職能代表制というある意味では突飛なほどに大胆な改革提言にまで彼を導いていったと考えることができる⁽³⁸⁾。

かくして、デュギー理論の「現代的」性格は、「議会改革」論のそれと同質のものとして把握しようと思われる。「議会改革論は、「議会中心主義」という「究極の形態」にいきついた近代議会制を現代資本主義における帝国主義的施策の実施という要請に対応させるために再編する、という課題を担つて登場した。デュギーの議会制論は、これとほぼ同一歩調をもつて、伝統的な議会制とその規範論理構造の把握に終始する公法学を、現代資本主義の要請に応じて解体・再

構成する課題を担い、これにとりくんだところに、その意義が求められる（ただし、この課題を彼が十分に達成しえたかは、別問題であるが）。

要するに、デュギーの議会制論の本質は、フランスの帝国主義段階に対応する議論という点にある。なお、この点は、彼の議会制論のみならず、その（公）法学方法論それ自体のなかに確認することができる。彼がその独自の方法論に基づいて設定する公法学上の諸カテゴリーは、いずれも現代資本主義とその下での国家機能の変化に大いに触発されている。そのいくつかの例を示そう。

たとえば、デュギーの「客観法」の理論である。彼は、すべての個人・国家に優越する客観的な「法規範」(règle de droit)の存在を唱える。国家権力の正当性は、「法規範」が課する消極・積極の義務の履行にある。⁽³⁹⁾この「法規範」の基礎は、「個人に見いだされるものではない。それは、社会 (la société) にのみ存する」。また、この規範は「事実の規範 (règle de fait)」である。⁽⁴⁰⁾要するに、国家権力の活動をも拘束する規範の根柢は「社会的事実」のなかに存する。この「事実」とは、「社会連帯」にほかならない。国家の任務は、二つの「社会連帯」、すなわち「類似による連帯」と「分業による連帯」とを妨害しないという「消極的義務」と、「社会連帯」の実現を保障するという「積極的義務」からなる。⁽⁴¹⁾「消極的義務」の具体的内容としては、「類似による連帯」に関わっては「平等」の確保、「分業による連帯」については個人の活動の自由の保障が挙げられている（これには、結社の自由、表現の自由なども含まれる）。⁽⁴²⁾「積極的義務」には、交通や公衆衛生などのいわゆる「安全」確保、犯罪の処罰、各種の社会保障、教育の保障（「類似による連帯」関連）や、労働時間・最低賃金の法定（「分業による連帯」関連）、国防、徴税（連帯全体を総括するもの）⁽⁴³⁾などが挙げられている。ここには、二〇世紀の現代国家が引き受けることになる機能が基本的に網羅されている。それゆえ、デュギーの「客観法」の理論は、「法による国家の拘束」というそのテーゼの背後に、現代資本主義の要請（「事実の規範」）への

国家の「解放」という側面を合わせ持つてゐる。後に、デュギーは、「公役務」(services publiques)の観念を用いて、同様の議論を展開することになる。⁽⁴⁴⁾

「客観法」にせよ、「公役務」にせよ、現実の国家機能の変化に対応しうる公法学の確立を求めるデュギーの企画によって創出された概念である。そこには、確かに、従来の公法学が国家の「機構」面に考察を集中して、「機能」の理論的把握を方法的に欠落させてきたことへの反省と批判が盛り込まれている。しかし、彼の議論には、この「機能」変化を受けて生じる「機構」面での変化を、前述のような特異な「法」概念(「事実」から「規範」の無媒介的導出)に基づいて、簡単に容認する傾向がある。彼の「国家の法による拘束」「国家の義務性の強調」という理論表象は、国家の主権や法人格などの概念が帯びる「国家の権力性」の否定として提起されているようであり、その実、現代国家に特有な権力性の増大(「行政国家」化の傾向)に対しては開かれた体系となつてゐる。⁽⁴⁵⁾この点は、彼の公法学における他の諸カテゴリーがもつ意味にも関わつてくる。

まず、デュギーは、「権力の分立」(separation des pouvoirs)の観念について、各国家机关が主権の要素を体現し、その領域において独立かつ最高の存在とするような理解を否定する。彼にとつて、国家机关の間、とりわけ議会と政府相互の関係は、「権力分立」という表現を用いるとしても、そこには「協働」(collaboration)の関係が常に内包されている。彼はいう。「議会と国家元首に体现される政府とは、ともに恒常的な相互作用を行使し、国家の一般的な活動の実施のために緊密に協働する。ただし、それぞれの構造の違いによつて異なる形態で協働するのであるが」。⁽⁴⁶⁾この「議会と政府の協働」の観念は、多分に「議院内閣制」(イギリスで経験的に創出され、フランスでは「復古王制」「七月王制」期に展開・確立したそれ)のイメージの影がつきまといつてゐるが、デュギーとしては、前述の一九〇〇年の論文でも示されているように、それは第三共和憲法の指導理念でもある。この理念に導かれて、彼は、「議会—立法権、政府—行

「政權」という定式を否定する。以下は、一九一一年に公刊された『憲法概論』第一版第一巻からの引用である。若干長くなるが、後の検討にとつても重要な指摘なので載せておく。

「議会在立法を、政府が行政を、という旧い定式は、議院内閣制の下では正確なものではない。議会には立法と執行と呼びうるものへの一定の形式での参加が、委ねられているというべきである。議会は、立法に、時として法律の提案、恒常的には法律の審議・議決という形で参加する。政府は、立法に、法律の提案、その審議への参加、その公布、そして時にはその裁可という形で参加する。政府はまた、しばしば、議会の直接の統制の下で、オールドナンス(Ordonnances)やレグルマン(Règlements)とよばれる一般の規則を制定して、立法作用に参加する。……議会は、明らかに立法的性格を持たない一連の措置を議決することによつて執行に参加する。それは何よりもまず、毎年の予算の議決においてである。確かに、新税の創設や既設の税の年次更新を含む予算の部分、要するに租税の毎年の議決は、立法的性格を有する。しかし、公共支出の額を定め、各役務への経費の充當を決定する予算の規定は立法的性格を持たない。しかし、その議決は、議会の通常の作用とされている」⁴⁷⁾。

ここにみられる「予算議決の法的性格」に関するデュギーの議論(「歳出予算Ⅱ行政」説)は、次節(「議会改革と学説」)で扱うことになる。ここではとりあえず、彼の「権力の協働」論が、伝統的公法学の「権力分立」観念とそれに基づく議会制論に再構成をせまるものであるという点を確認しておきたい。従来の公法学は、議会と政府の権力関係を、おおまかにではあれ、「立法とその執行」という権限関係として把握することで議会の優位のうちに理解してきた。デュギーの「権力の協働」論は、それをともかくも「解体」したことが重要である。それは、一九世紀前半に英仏で定着した「議院内閣制」をモデルにしているように見て、実際には、二〇世紀初頭の国家権力のあり方に対応するために理論枠組を構成しなおしたという点に意義があると思われる。

その証拠に、この議論は、政府の命令制定権の「解放」へとデュギーを導いていく。前の引用にもみられるように、デュギーは、政府の命令制定を「立法作用への参加」として把握している。このような理解は、それ以前のフランス公法学とそれによる一八七五年憲法解釈によれば、とうてい受け容れがたいものであった。一八七五年二月二五日法第一条は、「立法権は、両院、すなわち代議院と元老院によって行使される」とし、同法第三条は、「共和国大統領は、法律の執行を監視し確保する」と規定していた。従来のフランス公法学は、これらの規定を、議会による立法権の独占（その政府への委任の禁止）、政府の命令権の「執行命令」への限定を意味するものと解釈してきた。⁽⁴⁸⁾これに対して、デュギーは、「権力の協働」の觀念によつて、政府の命令権の限界を取り払う。「共和国大統領は、単なる最高行政官ではない。それは統治者 (gouvernant) であり、多様な国家作用について議会と協働する代表者 (représentant) である。それは、形式的な法律の制定におけるその役割と、その命令制定権 (pouvoir réglementaire) の範囲と性格という点において、そのような地位にある」。⁽⁴⁹⁾

実際のところ、当時のフランスは、前述の憲法規定の存在にもかかわらず、「特別執行令」(règlement d'administration publique) と呼ばれる一種の委任立法や、根拠となる法律が一切存在しない「独立命令」(règlement autonome) の事例が頻繁に現れていた。「特別執行令」については、これを「立法権の委任ではない」とする解釈技術で違憲問題を回避する術がないわけではなかったが、「独立命令」については、その違憲性は隠しようがなかった。

デュギーは、この「独立命令」を、「憲法慣習」論によつて正当化する。「国家元首が公役務の組織と活動について自発的に独立命令を定める権限を有するということは、疑う余地のないことである。われわれは、そこでは、憲法慣習法 (droit coutumier constitutionnel) の規則が適用されているという説明方法しか見いだすことはできない」。⁽⁵¹⁾「警察命令 (règlements généraux de police) は、憲法の一般原則によれば、確かに形式的法律によつて制定されなければならない

いし、立法者はいつでも介入できる。しかし、立法者が介入しない場合、どうしたらよいか。それを制定する極度の緊急性が存在することがある。他方、それは、しばしば、議会在が検討し議論し議決するには不適當な詳細にわたる規定を含まなければならぬ。政府が警察について独立命令を自発的に制定しようするのは、わが憲法にこのような慣習規範(*coutumière*)が形成されたという事実が機能する場合である⁽⁵²⁾。また、デュギーにとつて、このような命令権の拡大は、国家機能の変化に対応している。「命令制定権の範囲は、日々、増大している。国家活動は、ますます拡大し、議会は、もはや、その任務を達成できず、……立法作用の多くの部分を自ら進んで政府に転嫁している」⁽⁵³⁾。

「事実からの規範の導出」というデュギーの方法にとつて、「憲法慣習」論は、理論的にさしたる困難もなく受け容れられたのであろう。結局、デュギーの公法学における「社会的事実の国家活動に対する規定性」の強調は、「事実」をそれ自体として分析しこれを科学的に認識する方法の確立を伴わないまま、もつぱら、立憲主義の解体、とりわけ行政権強化の方向での解体という規範的主張の正当化に貢献している。

確かに、デュギーは、権力機関相互の抑制と均衡を前提とする「権力の協働」観念に規定されて、決して露骨な行政権強化論者ではない。一九〇〇年論文の時点では、第三共和制の「議會中心主義」状況の打開策として大統領選挙の制度改革(その選挙人の拡大)によるその権威の回復を構想するが、その後はこれを断念し、議會権力の抑制を、議會それ自体の選挙制度改革(比例代表と職能代表の導入による力の均衡の確保)に求めていく⁽⁵⁴⁾。その意味では、行政権強化の決定版としての、執行権の「自立化」、議會を飛び越した国民との結合(権威的大統領制)は控えられている。また、のちに「ルソー批判」という形で展開されるドイツを多分に意識した「絶対主義」批判にも、彼の「自由主義」者としての一面を見ることもできる⁽⁵⁵⁾。

しかし、以上の点を留保してもなお、デュギーの理論には、その方法論に内在する「行政国家」化を容認する傾向、

すなわち帝国主義的性格を確認することができる。彼の議論が、従来の「権力分立」「議会による立法の独占」などの法的枠組がまがりなりにも維持してきた「国家権力の限定性」をあいまいにした点は否定できない。そして、この点に、彼のリアリズムの方法（「事実」からの「規範」の導出）が深く関わっている以上、帝国主義的性格もまた彼の理論に「内在する」と見るべきである。結局、デュギーの理論は、伝統的公法学の方法を「相対化」すること、その後に見られるより権威主義的な行政権優位の公法学⁽⁵⁷⁾への橋渡しとしての役割を演じている。それは、小ブルジョワジー全盛の「議会中心主義」の時代にその改革を帝国主義推進の側から仕掛けた「議会改革」論と同じ位置に立っている。すなわち、両者は、それが提出された時点では一定の「時代的制約」に服するものの、フランス帝国主義の爛熟とともに主流の地位を占めていくことになる。⁽⁵⁸⁾

（未完）

- (1) 高橋和之『現代憲法理論の源流』二〇五―二二二頁、二八五―二九二頁、今関源成「レオン・デュギ、モリス・オーリウにおける『法による国家制限』の問題」早稲田法学五七巻二号一九八二年、参照。
- (2) Cf. R. Bonnard, Léon DUGUIT Ses œuvres Sa doctrine, R. D. P., 1929, P. 62. s. 高橋前掲書一九九頁以下も参照。
- (3) Cf. L. Duguit, *Études de droit public II L'État les gouvernants et les agents*, 1903, (以下「L'État II」と略。）p. 190. et. s.
- (4) 「国民主権」概念に対するデュギーの批判については、Duguit, *L'État II* p. 62. et. s. を参照のこと。なお、ここで、彼は、「国民主権を人格化された集合の意思、すなわち諸個人と区別された意思」としつつ「この集合意思は諸個人の意思によって構成される」とするのは矛盾である、という類の「形式論理的」批判をまじえて「国民主権」概念を攻撃している。しかし、彼をして「国民主権」批判へと向かわしめた決定的な契機は、この概念の「法的論理構成」の上での難点ではなく、次のような認識であったと思われる。「フランス革命は、厳粛にも国民主権の原理を宣言したが、しかし、それは適用されな

- かった。実際にはそれは、適用しようがなかった。というのは、…この有名な原理は、偽瞞、擬制、統治の一手段にすぎないからである。Duguit, *Études de droit public I L'État le droit objectif et la loi positive*, 1901, p.251. 「国民主権の原理は、独裁者の『一階級の』少数者の『そしてあるときは多数者の優越をおおごすのに役だつてゐる』」Ibid., p.255.
- (5) Cf. Duguit, *L'État II*, p.291.
 - (6) デュギーは、第一次大戦後に刊行された『憲法概論』第三版の段階では、「代表委任」論の法学的構成への批判をもはや展開していない。ここでは、法学的に構成されたこの理論と事実において進行している「代議士と選挙区との結合関係」との接合、を視点を移して論じられてゐる。cf. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3^eed., t.2, pp.646-651.
 - (7) Cf. Duguit, *L'État II*, p.208.
 - (8) Ibid., p.215.
 - (9) Ibid., p.216.
 - (10) Ibid.
 - (11) Cf. Duguit, *Études de droit public I L'État le droit objectif et la loi positive*, (以下「L'État I」を略す) p.40.
 - (12) Ibid., p.47.
 - (13) Ibid., p.78.
 - (14) Cf. Duguit, *L'État II*, p.218.
 - (15) Ibid., p.219.
 - (16) Ibid.
 - (17) Ibid., p.224.
 - (18) Ibid., pp.170-1, p.228.
 - (19) デュギーは、直接制による統治と代表制によるそれとの間の相違を、単なる国家の「組織」の様式ではなく、「歴史段階」の違いとしてみている。社会構造の複雑化の結果、代表制は直接制よりも先進的な構造とされる。Ibid., pp.222-3.
 - (20) Ibid., pp.227-8.
 - (21) Ibid., p.228.

(22) Cf. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 1^{er} ed., t.I, 1911, p.377ets. ただし、デュギーのこの構想のなかでの「政党」の位置づけはあいまいである。それは、当時のフランスにおける「政党の未発達」にも規定されていようが、彼は、政党の「国家と社会の媒介」的性格を必ずしも重視していない。「比例代表制」はあくまでも「数の代表」である。これにたいして、「職能代表制」こそ、社会的諸要素を議会へと媒介し、それによって「数の専制」を抑制する役割が期待されている。

(23) デュギーのこの構想自体の評価は、ここでは保留しておく。ただし、この評価にあたっては、まず、当時フランス社会における「職業集団」の形成の状況をどのように認識するか、が検討されなければならない。その際、これをデュギーのように「社会連帯」の事実として把握することの当否もまた問題とされる。さらに、一定の「職業集団」化の傾向があることを前提とした場合でも、この集団を選出母体として、すなわち、これに利益媒介機能を担わせるという構想がどのような意味をもつかが問われなければならない。フランスにおける「職能代表論」の展開については、とりあえず以下参照。小野塚喜平次「職能代表と国会の組織」*国家学会雑誌*三九卷一号一九二五年、中井淳「フランスに於ける職能代表制」中井「デュギー研究」一九五六年所収。

(24) 一九〇〇年当時、フランスでは、ベルギーやスイスなど隣国での比例代表制実施に触発されて、比例代表制の「学問的検討」は姿を現し始めている。例えば、以下参照。R.Salleilles, *La représentation proportionnelle*, R.D.P.t.9,1888; N.Saripolos, *La démocratie et l'élection proportionnelle*, 1899; Duguit, *Compte rendu de Saripolos, La démocratie et l'élection proportionnelle*, R.D.P.t.12,1899; E.Naville, *La démocratie les systèmes électoraux la représentation proportionnelle*, R.P.P.t.12,1897. C.Benoist, *La crise de l'État moderne: de l'organisation du suffrage universel* p.117 et.s. しかし、政界では、地方選挙での比例代表制が論議されているものの、中央議会への導入論議は、一九〇五年のシャルル・ブノワによる下院比例代表法案の提起が画期となって展開する。かかる経緯については、以下参照。C.Benoist, *Pour la réformes électorale*, 1908, p.179ets.; Duguit, op. cit., *Traité... t.I, p.384ets.*

(25) しかも、その後実際に設置された「職能代表」機関は、諮問的機関にすぎず(例えば、一九〇七年三月二七日法律による「労働委員会」、一九〇八年二月一九日法律による「商工会議所」、デュギーが考えるような「政治的的代表機関」としての職能代表構想が浮上しうる状況にはおよそなかつた。この点については、Duguit, op.cit., *Traité... t.I, p.391*; 中井前掲書

一八二頁以下、参照。とくに、中井は次のように述べる。「制度としてもデュギー学説を裏付ける事例を仏国に於て見出すことは出来ぬ」同上二九三頁。

(26) Cf. Duguít, *Le fonctionnement du régime parlementaire en France depuis 1875*, R.P.P. t.1900, など。これは、一九〇〇年の「比較法国際会議」(congrès international de droit comparé) に提出された報告である。cf. Bonnard, *op cit.*, R.D. P.1929, p.48.

(27) *Ibid.*, pp.363-4.

(28) *Ibid.*, pp.364-5 次の言葉がデュギーの議院内閣制のイメージをよく示している。「議会は、政府の協力をうけて法律を制定する。この協力は、法律の発案、法案審議への参加、権限の範囲はともかくとして拒否権をともなう法律の公布によって表現される。政府は、国の一般的な行政を、議会の協力を受けて管理する。議会の協力は、政府の行為に対する恒常的、一般的統制によって表現される。それは、政府を動かす指導的理念が議会における支配的意思に対応することを保障する。そして、この統制のための制裁とは、政府の対議会政治責任である」。 *ibid.*, p.364.

(29) *Ibid.*, pp.365-7.

(30) *Ibid.*, pp.368-9.

(31) *Ibid.*, p.369.

(32) *Ibid.*, p.370.

(33) *Ibid.*, p.371.

(34) *Ibid.*, pp.369-370.

(35) このようなフランス議会制の認識は、デュギーと同様に「職能代表制」の構想を提示したデュルケームにもみられる。若干長くなるが、以下はデュルケームの『社会学講義』からの引用である。「国家と諸個人全体が直接に関係しあつていて、いかなる媒介物も両者の間に介在していないときには、つねに民主政のこの逸脱した形態が正常な形態にとつて代わらざるをえない。……国家は、個々人にあまりにも近接し過ぎるときには、かれらを圧迫すると同時に、またかれらに従属してしまう。……およそ市民が、かれらの代表、すなわち統治機関のもつとも支配的な構成員を直接に選出するようになる」とこの代表者たちは、かれらの選挙民の感情の忠実な表現に多かれ少なかれ専心せざるをえなくなり、また選挙民も、このよ

うな従順性を義務として要求せずにはいない」デュルケーム『社会学講義』宮島喬 川喜多喬訳一九七四年一三三—一四頁。ここには、フランス議会制が市民の要求をアナーキーに媒介する状況に対するデュルケームの批判を読み取ることができ。かれは、このような認識に基づいて「職能代表制」の構想を提起する。「今日の政治的病態は、今日の社会的病態と同じ原因、つまり個人と国家の間に介在すべき二次的な枠組の欠如に由来している。…このような二次的集団は、国家が個人に対して抑圧的とならないためには不可欠のものであった。そしていまや、国家が個人から十分解放されるためにも二次的集団が必要であることがわかる。…職業集団こそ、将来われわれの社会組織だけでなく、また政治的代表制度の基盤にもなることを要請されていると考えられる」前掲書一三四—一五頁。なお、デュルケームのかかる「政治認識」と「政治構想」については、以下参照。北川忠明「デュルケームにおける政治の世界（三）」名古屋大学法政論集一三八号一九九一年三一〇—三一八頁。

(36) Duguit, op. cit. Le fonctionnement... R.P.P.1900.p.370.

(37) デュギーは、比例代表制の導入が、巷間ささやかれるように「統治の不安定」を招くものではなく、議員の政策的結集を促しかえって院内での安定的多数派の形成に寄与するという視点を「議会改革」派と共有している。この点については、以下参照。Duguit, op. cit. Traité, t.1, p.381 et s. また、「議会改革」派のこの点での認識については、以下参照。拙稿「フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革（四）」本誌四〇巻一号一九九一年四〇—一頁。Benoist, op. cit. pour la réformes électorale, pp.218-221. ここで、フノワの言を引用しておこう。「比例代表制に反対する最大の理論的根拠は、…議会の少数派により多くの議席を与えることで、議院内閣制における政府にとって必要な基盤、土台である多数派の形成がより困難になり、その存立がより不安定になるということである。p.218.「比例代表制は少数派の団結を促進するとしただうえで引用者）しかし、この少数派に対抗して、多数派は、多数派であり続けるためには、同様の義務を負うことになる。多数派自体も、より団結しより結集するであろう。そして、そうだとすれば、世論の密度 (la densité de l'opinion publique) は、少数派にとってと同様に、多数派にとってもさらに増すであろう」。pp.219-220. 実は、デュギーの認識は、ほかならぬこのフノワの言説を引きながら示されているのである。

(38) 「突飛な」というのは、「職能代表制」が、いったい、命令的委任と部分代表の否定の上に立つ「国民代表制」のなかにどのように整合的に位置づくのかという点について説得的に展開していないからである。この点は、「固有に政治的な問題」

を考察の対象領域としていない「社会学者」デュルケーム（北川前掲論文参照）の場合に限らず、「法学者」デュギーの場合にも確認できる。デュギーにせよデュルケームにせよ、現行の代表制が「個別的利害」の無秩序なぶつかり合いを現出させているとはいうものの、これに代わる「職能代表制」では、政治的意思形成が職域ごとになされることによつて、「個別的利害」の噴出がかえつて激化するのではないかという想定に対して、奇妙なほどに無頓着である。このような当然思い当たる想定を回避しうるためには、狭くは職場から広くは国家に至るまで、構成員が全体的調和のもとに包摂される「統合社会」のイメージをもつて「連帯」という事実を把握する以外にない。北川忠明は、デュルケームが「紛争と対立なき社会としての有機的連帯と中立的権威としての国家の確立を展望」しているとするが（北川前掲論文三三三頁）、同様の傾向は、デュギーにも見られるといえよう。結局、このような社会的統合への強烈な志向は、現実のフランス社会の分裂状況、その一形態としての「アロンデイスマン選挙制」とその実態の裏返ししの投影ともいえよう。

(39) Cf. Duguit, L'Etat I, pp. 12-5.

(40) Ibid., p. 16.

(41) Ibid., p. 260et.s.

(42) Ibid., p. 280et.s.

(43) Ibid., p. 288et.s. これをもつて、高橋は、デュギーが「社会権の法理論的基礎づけ」という当時の要請に先がけて答えた」と評価する。高橋前掲書二八二頁。その点は、確かにその通りだが、問題は、彼がいかなる視角にもとづくことによつてそのような理論構成に到達しえたかである。この点は、彼の「現代性」の評価に関わる。

(44) デュギーの「公役務」の理論については、彼の『公法の変遷』のなかでの議論が参考になる。彼によれば、「公役務の觀念は、公法の基礎として、主権の觀念にとつて代わる」。この觀念は、「統治者と被治者との分離」とともに生まれる。「統治者が被治者に対して一定の義務を負うこと、この義務の履行がその最大の力の帰結であり、正当化であることを人々が理解したとき、それは本質的に公役務の觀念である」。Duguit, Les transformations du droit public, 1913, p. 33. この「統治者の被治者に対する義務」の「基礎」は、「社会的相互依存」(interdependance social) という「事実」である。統治者の力の維持の条件とは、統治者の活動が被治者の利益に「現実」になっているか、あるいはそのように見えていることである。Ibid., pp. 44-6. この公役務の対象、すなわち統治者に義務づけられた活動は、文明とともに拡大し、明確には規定できない。

強いてあげれば、戦争、警察、正義と、経済活動の変化に対応する新しい国家任務としての郵便、電信、交通、電力などである。Ibid., p.47ets.:「公役務」理論が、現代国家の理論としての「社会連帯」論の、焼き直しであることは、明らかである。

- (45) 中井は、デュギー理論における「法」と「国家（権力）」との相剋、およびその変遷を分析し、第一次大戦後、具体的に「憲法概論 第二版」以降の段階で、「国家権力の拡大化」「現存国家の支配的権力の強大さ」の確認にいたると把握する（中井「法と国家—レオン・デュギーの場合」前掲書一〇六頁以下参照）。また、それは、デュギーが思想的に体現していると考えられる小ブルジョワジーの「妥協的性格」と結びつけて理解されている（或程度批判的であり闘争的でありながら、徹底的な否定に立ち得ない彼デュギー引用者）の社会的あり方（前掲書一一八頁）。しかし、「現存」国家にたいする妥協的な性格は、彼の「法」概念（＝客観法）に固有なものであるといえる。中井と私のここでのデュギー理解の相違は、おそらく、彼の理論の社会的（階級的）性格の把握の違い（小ブルジョワ的か、帝国主義的か）と無関係ではあるまい。
- (46) Duguit, op. cit. Traité, t.1, p.358. 彼の「権力の協働」論は、すでに一八九三年の論文で提示されている。cf. Duguit, La séparation des pouvoirs et l'assemblée nationale de 1789, Revue d'économie politique, 1893, p.99.
- (47) Duguit, op. cit. Traité, t.1, pp.413-4.
- (48) 例へば、以下参照。A. Esmein, De la délégation du pouvoir législatif, R.P.P., 1894, p.200ets.; H. Berthelémy, Le pouvoir réglementaire du Président de la République, R.P.P., 1898, p.322ets.
- (49) Duguit, L'État II pp.330-1.
- (50) Cf. Esmein, op. cit., R.P.P., 1894, p.212.
- (51) Duguit, op. cit. Traité, t.2, p.471.
- (52) Ibid., p.472. デュギーは、のちに「アクレ・ロフ」をも「憲法慣習」論で正当化するであろう。これについては、村田尚紀『委任立法の研究』一九九〇年一二三頁以下を参照。
- (53) Ibid., pp.473-4.
- (54) Cf. Duguit, op. cit. R.P.P., 1900, p.373.
- (55) Cf. Duguit, op. cit. Traité, t.1, p.423.

(56) デュギューの「自由主義」の立場からする「ルソー批判」については、以下参照。Duguit, J.-J. Rousseau, Kant et Hegel, R. D.P., 1918. なお、高橋和之は、デュギューの思想的課題が「国家をいかにして法に服せしめるか」という問題」（高橋前掲書二〇五頁）、「国家の法的制限」（高橋前掲「エスマンとデュギュー」一一一頁）であったということを強調する。このような理解は、おそらくデュギューの「ルソー批判」の視角を重視するものと思われるが（高橋前掲書二二二頁以下註(2)参照）、本稿で明らかにしようとしたのは、このような視角にもかかわらず厳然として存在するデュギューの「国家権力解放」の論理」である。そして、むしろこの点にこそデュギュー理論の本質があると思われる。

(57) 私は、第三共和制の公法学がデュギューのその出現を契機として行政権優位の方向にシフトしていったのではないかと、いう仮説をたてている。「仮説」と呼ぶにはおこがましいくらいに平凡なこの言明をあえて「意味」について、ここで全面的に展開する準備を今は持ち合わせていない。ただ、ここでデュギュー理論が「契機」であるとするこのなかには、デュギューが行政権強化の方向を志向していることは明確でありつつも、なお、「時代状況」的制約と、それに規定されながら形成されたはずの「方法」的制約とによつて、彼の理論は、この志向を萌芽的・先駆的に差し示すにとどまる、という意味を含んでいる。それは、また、より全面的な行政権強化論は、彼以後に出現する、という意味をも含んでいる。たとえば、デュギュー公法学の確立の直後に現れるバルテルミイ (Barthelémy) の議論にその一例を確認できるのではないかと考えている。一八九九年から学究の道に入ったバルテルミイは、一九〇六年「現代共和制における執行権の役割」(Le rôle du pouvoir exécutif dans les républiques modernes, 1906) という書物を著している。同書で彼は、「執行府の役割は、法律への従属に限定されない」(Barthelémy, op. cit., pp. 6-8.) と主張する。その「理論的な根拠としては、執行府も立法府と並んで「個別的な意思」を表明するのであって、一方、立法府が法律の形式ですべてを命令することは許されない (ibid., pp. 12-14.)」国家意思は立法府と執行府との「協働」(collaboration) から生まれる (ibid., p. 25.)」などの点が挙げられている。バルテルミイの議論は、その成否はともかくとして、「立法府＝一般意思(国家意思)の表明、執行府＝その執行」という伝統的な権力分立制を、現実根拠を持たない「ドグマ」として放逐する点でデュギューの議論を継承している。このような議論を展開する彼の「問題意識」としては次の言葉が興味深い。若干長くなるが重要なので引用しておこう。「私には、共和国大統領が、国王や皇帝と同様の威信と影響力をもって、遠方に出征する軍隊に国民全体の激励を与え、そのなかで愛国心 (enthousiasmes patriotiques) を喚起させることができる」といふ崇高な地位にあることが、重要な事柄であると考ええる。彼

が閱兵式や艦閱式に出席し、それによって国民の活力と一体になること、すなわち彼が共和主義的友愛(La fraternité républicaine)の第一の模範となること、彼が公衆の哀悼と国民的歡喜に参加し、それによって、フランスの有機体(organisme français)の活力ある細胞を構成してはいるがしばしば反目しあう諸個人や諸集団の統一を確保することが、重要であると私は考える。……公衆の意識が、社会と祖国を転覆させる思想 (idées subversives de la société et de la patrie) の激発によって、かくも深い混乱の淵に陥っている状況の中で、大統領のみが調停者としての決定を宣言しうる。……大統領は、国家元首としての地位が彼に与える権威をもって、調停と和平の言葉を発しなければならぬ。彼は党派の間であつてはならず、諸党派の調停者でなければならぬ。彼には、国民の利益に基づく意見を国民全体に対して与えることが委ねられている」(ibid. pp. 701-2)。バルテルミイの執行権強化論は、とりわけ大統領の権威強化と結びついている。それは、対外的には、侵略・戦争の士氣高揚のために、国内的には、社会主義運動への對抗のために、「共和主義的」愛国心の鼓舞の必要性に基づいている。このような議論が展開されるのも、フランスにおける帝国主義路線の確立と無関係ではあるまい。バルテルミイの議論は、この路線の露骨な「公法学的表現」といえる。なお、第三共和制における執行権強化論については、以下も参照のこと。光信一宏「フランス第三共和制下の執行権論」、時本義昭「フランス第五共和制憲法の源流(一)」法学論叢二一九卷二号一九九一年。

(58) この点で、デュギー理論の社会的(階級的)性格を「小ブルジョワ的」と規定する中井・高橋説(中井前掲書七八一八〇頁・八三一四頁・一一七一九頁、高橋前掲書二八七頁参照)には首肯しがたい。たしかに、デュギーは「国家権力の(法的)制限」を理論的課題であると宣言することで、国民の「自由」確保のスタンスを明示し、その「社会連帯」理論や「サンディカリスム」の主張 (cf. Duguit, *Le droit social, le droit individuel et la transformation de l'Etat*, 2^e ed., 1922) により「階級協調」的姿勢を示してはいる。しかし、すでに述べたように、彼の理論をその方法論的立場も含めてトータルに認識しようとするかぎり、また、そのような理論と当時のフランス政治・社会との向き合い方を考慮に入れるかぎり、これを「小ブルジョワ的」構想力の産物とするのは妥当でないと思われる。それは、ともすれば小ブルジョワジーがヘゲモニーを握りうる退嬰的な「議會中心主義」を乗り越えていく方向を指し示しているのであるから。ただし、一言付け加えておけば、デュギーの理論を「帝国主義的」と規定することは、これを「ファシズム」と結びつける理解に当然につながるわけではない、現時点では、考えている。両者が直面した「歴史的課題」の相違をとうてい無視するわけにはいかないからである。この点

すなわち、ボナールが指摘した「ナチズムへのデュギー理論の影響」については、ここでは評価を保留したい。なお、以下参照のこと。R. Bonard Le droit et l'Etat dans la doctrine nationale-socialiste, 2^e ed., 1939, pp. 10—11 樋口陽一『権力・個人・憲法学』一九八九年五一六頁。